

生物多様性地域戦略を 策定します！

☎ 自然保護課 ☎ 72・3269

石狩市には豊かな自然があり、たくさんの生き物が生息、生育しています。しかし、地球上の自然環境はかつてない速度で変化しており、石狩市の自然も同じように影響を受けています。石狩市に残る生物多様性を維持し、損失が進んだところでは回復ができるように努め、市民の皆さんが自然と共生するまちを目指すために、2040年までの方針や行動目標を定めます。

生物多様性ってなに？

たくさんの自然環境に、それぞれ多くの生き物がつながり合っていることを言います。生物多様性条約では「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルで生物多様性があり、これらを守っていく必要があると提言しています。



生物多様性地域戦略とは？

各自治体がそれぞれのまちにある自然や、生き物をどうやって守っていくのか、そこに住んでいる方たちに自然を好きになってもらい、残したいと思ってもらえるような取り組みをまとめるものです。

今後、関連したイベントを
随時開催予定です！



募集しています !!

「石狩市の自然といえば?」「未来に残したい石狩市の自然」について、皆さんからの意見を募集します。下記2次元コードから回答できます。ぜひ質問にお答えください!



◀ 回答フォーム

もくじ

- 11/11から除雪センターが始動しています
- 教えて! いしかりのライフライン 除排雪編
- 石狩湾新港の未来を語る
イベントが開かれました
- 石狩市では、さらなる洋上風力の展開が
見込まれています
- いしかりの財政状況
- くらしの知っ得情報
- 年末年始 休業のご案内／ごみ収集日程
- 石狩市民図書館／いしかりのDX
- いしかりっ子ひろば
- ヘルシーライフ／救急当番病院
- 市役所からのお知らせ
- 令和6年度から森林環境税(国税)の
課税が始まります／
令和6年4月1日から相続登記の申請が
義務化されます
- 12/3～9は「障害者週間」です
- 若者しごと図鑑
- イベントカレンダー
- 募集
- まちの話題
- エッセイ「私と手話」

11/11から除雪センターが 始動しています

除雪は降雪が10cmに達し、なおも降り続くことが予想される場合に出動します。

除雪作業は短時間で広範囲を処理しなければなりません。道路に積もった雪をかき分けることはできますが、取り除くことはできないため、各家庭の玄関先・車庫前には、かき分けられた置き雪が堆積します。地域全体の道路確保のため、間口の雪の処理に、ご協力をお願いします。



除雪センター

除排雪作業のご意見・お問い合わせは、各地区の除雪センターへお寄せください。

地区	担当業者	住所	電話番号
花川・樽川・花畔・緑苑台	花川産業・花川重機・酒井建設・石建・産共 特定共同企業体	花畔140・12	☎77・5151 FAX 77・5152
新港西	(株)酒井組	八幡2・132・5	☎66・3103
新港南・新港中央	機械開発北旺(株)	新港南1・28・9	☎64・2157
本町	(株)酒井組	八幡2・132・5	☎66・3103
八幡・高岡・北生振・美登位・緑ヶ原・虹が原	朝日建設運輸(株)	八幡1・459・28	☎66・3336
生振	マルウロコ酒井建設工業(株)	生振475・7	☎080・8059・1000
厚田・安瀬・別狩・小谷・古潭・押琴・嶺泊	厚田産業(株)	厚田区厚田51・18	☎78・2512
望来・聚富	(株)沢田建設工業 厚田事業所	厚田区小谷177・1	☎62・8207 ☎78・2025(日中)
浜益・川下・柏木・毘砂別・送毛・濃昼・実田・御料地・雄冬	岸本産業(株)	浜益区柏木87	☎79・3233
群別・幌・床丹・千代志別	聖土産業(株)	浜益区群別596・49	☎79・3201

◎除排雪は石狩市道路維持事業協同組合(☎77・5582 日中)で行っています

◎花川・樽川・花畔・緑苑台除雪センターHPをご覧ください。「石狩 除雪センター」で検索を!

◎石狩市公式LINEでは、12月~3月下旬まで除排雪情報を配信します。配信設定画面で地域を選択してご利用ください



▲除雪センターHP



▲市公式LINE

○危険なので除雪車には絶対に近づかないでください

○除雪作業中は騒音・振動でご迷惑をおかけすることもあります。ご理解をお願いします

○道路への雪出しや迷惑駐車はやめましょう。雪山を車道側に大きくせり出して積む光景が見られますが、除雪の妨げになるほか、生活道路では歩行者と車両の距離が近くなり、大変危険です

※根拠法令

・道路法第43条(道路に関する禁止行為) 罰則:1年以下の懲役または50万円以下の罰金

・道路交通法第76条(禁止行為) 罰則:3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

・道路交通法施行細則第19条(道路における禁止行為)



雪堆積場

市民の皆さんが搬入できます。

雪は奥の方から捨てましょう。

ごみの混ざった雪を捨ててはいけません。

○場内整備や気象状況、降雪量によって、利用時間中でも閉鎖する場合があります

○搬入予定量に達した堆積場は、閉鎖する場合があります

八幡 8時~17時
八幡1・54・2
☎66・3336

本町 8時~18時
弁天町地先
☎66・3103

新港 8時~18時
※12時~13時除く
新港中央1・390・1
☎77・5151

